　令和７年度バスツアー・若桜鉄道利用ツアー助成金

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 若桜町観光協会

１　趣旨・目的

若桜町への立ち寄りを組み込んだ「募集型旅行商品」を造成される旅行会社にその経費の一部を助成します。

２　対象事業者

　　旅行業法施行規則第１条の２に基づく第１種旅行業務、第２種旅行業務及び第３種旅行業務の登録を受けた事業者を対象に予算の範囲内で助成します。

　　　　　　（＊営業所・支店もそれぞれ対象となります）

３　対象事業

　　以下の要件を満たしたバス利用及び若桜鉄道利用の旅行商品造成を対象とし

ます。

1. バスツアーは、宿泊ツアーと日帰りツアーの２種別とし、下記の要件を満た

す場合。（出発地からＪＲ・航空機を利用し、その後バス利用する場合も可）

ただし、学校の教育旅行は対象外です。

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊バスツアー | ○若桜町内の観光地を訪れ町内の宿泊施設に宿泊。  ○２０人以上 |
| 日帰りバスツアー | ○若桜町内の観光地を訪れ町内の飲食店等で食事。  ○２０人以上 |

1. 若桜鉄道利用ツアーは、下記の要件を満たす場合です。

|  |  |
| --- | --- |
| 若桜鉄道利用ツアー | ○若桜鉄道（郡家駅～若桜駅）を利用し、町内の飲食店等で食事。  ○１０人以上 |

４　対象期間

　　旅行出発日が令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの募集型旅行

　商品を対象とします。

　ただし、申請が予算に達した場合には、協会のホームページで助成終了の旨を

告知します。

５　助成額及び助成限度

　　情勢額及び助成限度は、下記のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 区　分 | 助成額及び助成限度 |
| 宿泊バスツアー | ○バス１台３０，０００円  ○１事業所あたり期間中バス３台まで |
| 日帰りバスツアー | ○バス１台２０，０００円  ○１事業所あたり期間中バス３台まで |
| 若桜鉄道利用ツアー | ○往復１名５００円、片道１名２５０円  （限度６０名）  ○１事業所あたり期間中３回まで |

６　助成金の交付申請

　　助成金の交付を希望する場合は、原則として旅行実施日の前日から起算して

３０日前までに助成金交付申請書（様式第１号）を提出してください。

７　助成金の交付決定

　　申請書の提出があったときは、協会は必要な審査を行い、助成金の交付が適当

と認められる場合は助成金の額を決定し、助成金交付決定通知書（様式第２号）

で通知します。

８　助成金申請の中止・旅行内容の変更

　　旅行が中止・変更になった場合には、速やかに助成金中止・旅行内容変更申請

書（様式第３号）を提出してください。

９　実績報告及び助成金請求書の提出

　　助成対象旅行が完了したときは、完了後２０日以内に助成金実績報告書（様式

第４号）及び助成金請求書（様式第５号）を提出してください。

　助成金実績報告書の提出にあたっては、旅行の実績が確認できる下記のものを

添付してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 添付するもの |
| 宿泊バスツアー | ○バス運行実績が確認できるもの  ○食事代金が確認できるもの  ○宿泊代金が確認できるもの |
| 日帰りバスツアー | ○バス運行実績が確認できるもの  ○食事代金が確認できるもの |
| 若桜鉄道利用ツアー | ○鉄道利用実績が確認できるもの  ○食事代金が確認できるもの |

１０　助成金の確定及び支払

1. 実績報告書が提出された場合には、協会は内容を検査し、適正であると認め

られるときは、助成金の交付額を確定し、助成金請求書に基づき助成金を支払

います。

1. 助成金の支払いは、精算払いとします。